

登園届

あけぼのこども園 ・ 第二あけぼの保育園 ※いずれかに○

園児名： _____

病名：インフルエンザ ・ 百日咳 ・ 麻疹 ・ 流行性耳下腺炎
水痘 ・ 風疹 ・ アデノウイルス感染症(咽頭結膜熱, 流行性角結膜炎)
腸管出血性大腸菌感染症 ・ 細菌性腸炎()
溶連菌感染症 ・ 手足口病 ・ ヘルパンギーナ ・ 伝染性紅斑
マイコプラズマ感染症 ・ 流行性嘔吐下痢症()
RS ウィルス感染症 ・ 帯状疱疹 ・ その他 []

欠席期間：平成 年 月 日 から 月 日 まで

病状が回復し、^{※ゴム印 押印} [医療機関名：] において、

集団生活に支障がない状態と判断されたので、 月 日から登園します。

平成 年 月 日

保護者名： _____ 署名又は記名押印

主な感染症と登園のめやす

参考：厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン」・京都市保健福祉局子育て支援部保育課

感染症名	登園のめやす
麻疹(はしか)	解熱後3日を経過してから
★インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過するまで
風しん	発しんが消失してから
水痘(水ぼうそう)	すべての発しんが痂皮化してから
★流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで
結核	医師により感染の恐れがないと認めるまで
咽頭結膜熱(プール熱)	主な症状が消え2日経過してから
流行性角結膜炎	感染力が非常に強いいため結膜炎の症状が消失してから
★百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間 ^の 適正な抗菌性物質製剤による治療を終了するまで
腸管出血性大腸菌感染症 (O157、O26、O111等)	症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの
溶連菌感染症	抗菌薬内服後24～48時間経過していること
★マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑(リンゴ病)	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎 (ノロ、ロタ、アデノウイルス等)	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
带状疱疹	すべての発しんが痂皮化してから
突発性発しん	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと
※伝染性膿痂疹(とびひ)	すべての発しんが痂皮化しているか、湿潤部位が覆える状態であること

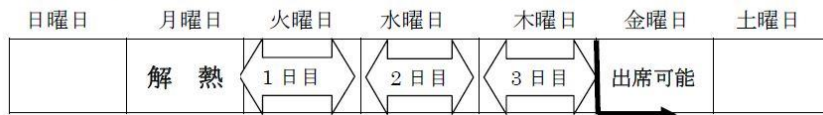
★は2012年度に改訂したもの ※登園届不要

※出席停止の日数の数え方について

日数の数え方は、その現象が見られた日は算定せず、その翌日を第1日とします。

「解熱した後3日を経過するまで」の場合、例えば、解熱を確認した日が月曜日であった場合には、その日は日数には数えず、火曜(1日)、水曜(2日)、木曜(3日)の3日間を休み、金曜日から登園許可ということになります(図)。

図 「出席停止期間：解熱した後3日を経過するまで」の考え方



また、インフルエンザにおいて「発症した後5日」の場合の「発症」とは、「発熱」の症状が現れたことを指します。日数を数える際は、発症した日(発熱が始まった日)は含まず、翌日を第1日と数えます。

